

自主点検票解説

全般的なお願い

回答していく中で、改善すべきと思われる事項が確認された場合には、必ず経費をかけても、今年度中に改善を完了しておくことをお勧めします。

自主点検票ページ1前文

段落4の文章：「・・・状況を確認させていただく場合があります。」

線量管理以外の違反は無いと思いますが、もともと、過重労働や賃金未払いの係争を担当される部署ですから、労働管理全般についてもチェックを受けるかもしれません。

段落5の文章：「・・・お気軽にご相談ください。」

指摘を受けるより前に、事前に相談したほうがよいですが、医療機関の放射線管理についてはこれまで保健所が労基と了解の上で実務を担っていましたから、まずは病院の実情を良く知っている保健所に相談することをお勧めします。

自主点検項目ページ2

I-1：院内において従事者として届けている人数のことです

I-2：防護エプロンを使用するなど不均等被ばくとなる者と、放射線測定器を2個以上配布している者とは必ず一致する人数となります。重要な質問ですから必ず記入しましょう。

測定器については、必ずしも個人線量測定機関のものでなくても良いです。ポケット線量計を病院で用意し、記録・記帳（誰が、いつ、何の作業で、被ばく線量はどれだけか）し、これを保管してください。

万が一にも人数が現在一致しない場合は、このポケット線量計の利用を早速始めて下さい。

I-3-1：個人線量計サービス機関を利用するのは特定の人を対象です。常に管理区域に立ち入る者として院内に届けている人は利用しますが、不特定多数の出入り者は利用しません。これらにはポケット線量計で対応することが普通です。

I-3-1【業務】：A～Dは個人線量計サービス機関を利用する者に該当しますが、Eの受け付けから検査や治療室内へ運ぶ行為に専任者がいる場合は少なく、病棟からの看護師等のはずなので、一時的な立ち入り者です。個人線量測定サービス機関からの測定器を持っている必要は無く、RI検査・治療であればポケット線量計を都度装着することで充分です。Eはチェック不要と思います。CTや透視検査では管理区域（検査室）入り口で患者を受け取ることを徹底しましょう。

I-3-1【業務従事の頻度】：この質問内容は病院の管理者の判断に委ねられていることです。通常は H で、月 1 回とか当直の時に万一緊急案件に当たったら介助に入る看護師等は業務に従事することがあっても個別の線量計を持っていることは無いと思います。ポケット線量計で対応しているはずです。

I-3-1【線量】：一般的に J を回答すると思います。

I-3-2 電子線量計

「電子線量計」とは「ポケット線量計」のことです。

I-3-2【業務】：ポケット線量計は随時や一時立ち入り者、高線量被ばくをするおそれがある場合に直ぐ線量を知りたいときに使います。

最も優良な答えは A~E の全チェックとなります。ただし全ての部屋に用意しておく必要は無く、たとえば放射線部の受付に必要な数がある、という管理方法でよいです。

I-3-2【業務従事の頻度】：一般的に G を行っているはずです。

I-3-2【線量】：一般的に J と回答されるはずで

II-2-1：50mSv 越はいないと思いますが、個人線量計測定機関から万一そのような返事をもたらしている職員がいれば、記載してください。該当施設は、今年度中に大車輪で改善が必要となります。

II-2-2：現状を記入してください。

III-1：とても重要な質問です。注意書きに書いてあるようにきちんと保管していると思いますが、直ぐに取り出せるようにしておきましょう。電子ファイルで OK です。

III-2：A~C のどれかに当たるとと思いますが、普通は A です。個人別に検診、被ばく、教育の受講がわかるようなファイルを直ぐ作成しましょう。D はあり得ないと思います。

III-3：厳しい質問です。現在は 5 年管理（何年度～何年度と国で決めています）の区切り途中で移動してきた人くらいしか管理していないかもしれませんが、今後の流れとして生涯線量を把握していこうとしているので、全く行っていないと情報収集力の不足として指導を受ける可能性があります。中途採用の放射線科医、診療放射線技師については、速やかに、個人線量計測定機関に問い合わせてください。これまでの被ばく線量数値を教えてくれるので保管しておきます。

Ⅲ－４：回答 B で充分いいですし、現在なら最悪 C でしょうか。D はあり得ないです。

Ⅲ－５：ほぼ皆さん A で、教育訓練でかならず話しているまたは書類を配っていると思います。D という回答はないです。今後、厚生労働省作成等を叩き台にした院内ポスターを管理区域に貼っておくと良いですね。

Ⅲ－６：B と C の両方が該当すると思います。

例えば、管理区域まで RI 薬品を持ってくるのであれば、その人は C です。なお、立ち入り時間が重要なので、記録記帳には入退室の時間が書いてあることが重要です。CT 検査室の前の廊下は管理区域にしてないと思うので、患者受け渡しは検査室の扉までということは徹底しておきましょう。中に入ると管理区域立ち入りになるので、病棟スタッフ等が気軽に管理区域内で手伝ってしまうことがないように、留意する必要があります。

Ⅳ：皆さん、改善事項なしと思いますが、どうしても改善する事項があった場合はチェックし速やかに改善しておきましょう。G が大多数でしょうから、改善を要する事項はない、がわかるようにこの部分にチェックをつけると良いです。また、F をチェックして、今回のチェック事項を徹底するように QA 委員会で話し合ったとか、今後の参考になったので院内で共有した等の模範的な回答も考えられます。

以上